

第6章 計画の推進

1 推進体制

県では、限られた行財政資源を最大限に活用して、農林水産業の振興に関する施策を総合的・計画的に推進します。

また、計画の推進に当たっては、「千葉県総合計画」との一体的な推進を図るとともに、多様化・高度化する行政ニーズや新たな課題に対応するため、庁内部局との横断的な連携を図りながら、効率的で実効性のある施策を推進します。

さらに、地域の創意と主体性が存分に発揮できるよう、農林漁業者等の主体的な取組を基本に、市町村をはじめ農業団体や他産業関係者、消費者等が、それぞれの役割を担いつつ、相互に連携した取組を推進します。

2 進行管理

各施策の実施状況や達成度などから課題を把握し、必要に応じて施策の改善を行うマネジメントを実施し、着実な計画の推進を図ります。

また、本計画を効果的、効率的に推進するため、関係団体や各審議会等から意見を収集し、施策等への反映に努めます。

3 地域農林水産業振興方針による推進

本県では、自然環境や地理的条件などによって、地域ごとに特徴ある産業や文化が生まれ、それぞれに個性ある地域が醸成されてきました。

本県農林水産業の振興を図るうえで、地域の特性を踏まえた取組が求められます。

そこで、本計画を踏まえ、農業事務所及び林業事務所において「地域農林業振興方針」を、水産事務所において「地域水産業振興方針」をそれぞれ策定し、各地域の状況や課題に応じた施策の方向性を示し、市町村や関係団体等と連携して、目指す姿の実現に向け、各種施策を効果的に推進します。

4 積極的な県民参加

農林水産業・農山漁村は、県民の生活に不可欠な食料を安定供給するとともに、水源の涵養、美しく安らぎを与える景観の形成など多面的機能が発揮される場となっています。その持続的な発展を図るためには、県民と認識を共有し、具体的な行動に移すための機会を創出することが必要です。

地産地消や食育の推進、都市と農山漁村の交流など、県民の参加を促す環境づくりに配慮しながら、施策を展開していきます。